

令和元年度1月 第10回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年1月31日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時53分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	木村 治彦	出席	推1	林 殷慶	出席
2	近藤 哲夫	出席	推2	牛田 益治	出席
3	花木 実也	出席	推3	山田 利之	欠席
4	近藤 美奈子	出席	推4	牛田 茂雄	出席
5	太田 功	出席	推5	伊藤 忠久	出席
6	平尾 正敏	出席	推6	山内 専治	出席
7	鈴木 良法	出席	推7	細川 幹夫	出席
8	小原 玲子	出席	推8	桐山 正行	出席
9	小関 春男	出席	推9	杉本 耕基	出席
10	田中 久義	出席			
11	三輪 光雄	出席			
12	森 俊明	出席			
13	小川 健一	出席			
14	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	大堀 俊和
部長	山内 浩		後藤 大輔
農政事業監	富田 隆広		津田 直季
			早瀬 友洋

傍聴人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 6 号 現況証明願について
日程第 7	議案第 3 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
日程第 8	報告第 3 0 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 3 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 3 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長	(あいさつ) 本日の欠席者につきましては推進委員 3 番 山田 利之委員です。 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は 1 4 人、推進委員の出席数は 8 人です。 定足数に達していますので、令和元年度 1 月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。 6 番 平尾 正敏 委員及び、7 番 鈴木 良法 委員を指名します。
議 長	日程第 2 「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。
議 長	日程第 3 議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第 3 3 号 1 番、2 番につきましては関連がございますので一括でご説明させていただきます。 議案 2 ページをご覧ください。 参考資料は 1 ～ 2 ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福 十七地内の田の所有権移転となっております。 こちらは先般申請のありました西濃運輸の農地転用にかかる代替地の取得となっております。
事 務 局	以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。 また、下限面積等の要件も満たしております。 なお、1 月 3 0 日には近藤会長と牛田委員と現地調査をさせていただい

ております。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま事務局から説明のあった農地を、牛田 茂雄委員と私で現地確認を行いました。農地の耕作については問題がなかったことを私のほうから報告させていただきます。

それでは、議案第 3 3 号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認されました。

議 長

日程第 4 議案第 3 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明させます。

事 務 局

(説 明)

議案第 3 4 号 1 番につきまして説明いたします。

議案第 3 ページをご覧ください、参考資料は 3 ～ 5 ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は古道 岩屋地内の田で太陽光発電設備への転用となっております。

国政でもある売電事業を行うことで、地域の電力供給に寄与したいとのことです。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域にある農地で、農地区分は、第 3 種農地に区分されます。

第 3 種農地のため、転用の許可が見込めます。

事 務 局

こちらにつきましては、1 月 2 7 日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、1 月 3 0 日には近藤会長と牛田委員と現地確認をさせていただいております。

議 長

ただいま事務局から説明のあった農地を、牛田 茂雄委員と私で現地確認を行いました。転用については問題がなかったことを私のほうから報告させていただきます。

	それでは、議案３４号について何かご質問等はございますか。
細川委員	太陽光発電設備は第一種農地でも転用可能か。
事務局	県内全域で認めているため、認めざるを得ない。ただし抑制するような法整備の動きがあると伝聞で聞いている。
小関委員	こういった申請は書類がそろっていれば許可されるのか。
事務局	農業委員会の意見を付して進達をして、許可の判断は県が決定する。意見の内容を県が無視をすることはないと思われる。
伊藤委員	例えば土地改良区の同意がない場合、申請された許可は認められるのか。
事務局	あくまで想像だが、許可されると思われる。
議長	他にご質問もないようですので採決に移ります。 議案第３４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。
議長	よって、議案第３４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」承認されました。
議長	日程第５ 議案第３５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	（説明） 議案第３５号１番につきまして説明いたします。 議案第４ページをご覧ください、参考資料は６～８ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は金岩 宮廓地内の畑の駐車場への転用で、賃借権設定となっております。 譲受人は申請地南側でマンション経営を行っております。現在マンション専用駐車場として利用している土地が所有者の都合により返却することとなりました。これによる不足する駐車場を確保するための申請となっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から１０００ｍ以内及び住宅割合が４０％を超える区域内の農地で、農地区分は第２種農地に区分

されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 9 ～ 1 1 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正 郷中
地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地北側の土地で産業廃棄物収集運搬業を営んでおります。

事業拡大に伴い、不足する駐車場を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合
が 4 0 % を超える区域にある農地で、農地区分は第 3 種農地に区分されます。

第三種農地であるため、転用の許可が見込めます。

3 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 2 ～ 1 5 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島
九之坪地内の田及び畑で、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっ
ております。

申請者はあま市七宝町沖之島地内に本社を置き鋼板の販売業を営んでおり
ます。

事業拡大に伴い、不足する駐車場を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている
区域に近接する区域の農地で、農地区分は第 2 種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 6 ～ 1 8 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福
新家西地内の畑で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

譲受人は岐阜県海津市内で建築工事業を営んでおります。

あま市内に営業所を開設することに伴い、不足する従業員駐車場を確保
するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている
区域にある農地で、農地区分は第 3 種農地に区分されます。

第三種農地であるため、転用の許可が見込めます。

5 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 9 ～ 2 1 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂 寺附地内の畑で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

6 番につきまして説明いたします。

参考資料は22～24ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島九之坪地内の田で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

申請者は申請地南側で飲食店を営んでおります。ピーク時に不足する駐車場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

事 務 局

7 番につきまして説明いたします。

参考資料は25～27ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋 五反地内の田で、社会福祉施設への転用で、所有権移転となっております。

申請者は、愛知県西部地域を中心に障害福祉サービス事業を行っております。障がい者に対する支援体制の充実を図るため、新たに児童発達支援センターを建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から300m以内にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

8 番につきまして説明いたします。

参考資料は28～30ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田 二丁目地内の田で、産業廃棄物仮置場への転用で、賃借権設定となっております。

申請者は、産業廃棄物の収集運搬業を営んでおります。事業の拡大に伴い不足する仮置場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

9 番につきまして説明いたします。

参考資料は 3 1 ～ 3 3 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋 郷中
地内の畑で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設
するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割
合が 4 0 % を超えている区域にある農地で、農地区分は第 3 種農地に区分
されます。

第 3 種農地であるため、転用の許可が見込めます。

事 務 局

1 0 番につきまして説明いたします。

参考資料は 3 4 ～ 3 6 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正 五反田
地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設
するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割
合が 4 0 % を超えている区域にある農地で、農地区分は第 3 種農地に区分
されます。

第 3 種農地であるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、1 月 2 7 日に海部農林水産事務所と現地確認を
させていただいております。

また、1 月 3 0 日には近藤会長と牛田委員と現地確認をさせていただい
ております。

議 長

ただいま事務局から説明のあった農地を、牛田 茂雄委員と私で現地確認
を行いました。農地の転用に関しては問題がなかったことを私のほうから
報告させていただきます。

それでは、議案 3 5 号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 3 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を
承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第３５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」は承認されました。

議長 日程第６ 議案第３６号「現況証明願について」を議題とします。
事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第３６号１番につきまして説明いたします。

議案第６ページをご覧ください、参考資料は３７～３８ページです。

事務局 申出者は議案の通り、申請地は丹波 中屋敷地内の畑で、２０年以上前から事務所及び資材置場の一部として使用しているため、証明が見込めます。

提出された書類には固定資産税評価証明書と航空写真があり、昭和５０年代より農地以外で使用していたことが確認できております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第３６号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第３６号「現況証明願について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第３６号「現況証明願について」は承認されました。

議長 日程第７ 議案第３７号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を議題とします。
事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第３７号につきまして説明いたします。

議案第７～９ページをご覧ください、農地所有者につきましては、２６名、貸付地は５０筆、借受者は６名となっております。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第３７号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第３７号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を承認することに賛成する農業委員の挙

		手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 3 7 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積（農地中間管理事業分）」は承認されました。
議 長	議 長	日程第 8 報告第 3 0 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 3 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 3 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を事務局から報告させます。
事 務 局		（ 報 告 ）
議 長	議 長	只今、事務局から報告がありました、報告第 3 0 号から報告第 3 2 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声あり ）
議 長	議 長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦勞様でした。 次回の農業委員会でございますが、2 月 2 8 日（金）午前 1 0 時からです。 よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
		終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署 名 委 員 平尾 政敏

署 名 委 員 鈴木 良法